

かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト よくある質問 (小売電気事業者向け)

	Q	A
1	<p>参加要件に「神奈川県内を供給区域とし、県内事業者等に再エネ電力を供給できること。」とありますが、神奈川県内に事業所がなくてもよいですか。 (要綱第3条関連)</p>	<p>はい。神奈川県内に事業所がなくても参加いただけます。</p>
2	<p>「登録する再エネ電力プランの1年間の総電力供給量の30%以上が再生可能エネルギーであることが分かる書類」とは、具体的にどのようなものですか。 (要綱第4条関連)</p>	<p>登録する再エネプランの「再エネ率が30%以上であること」を確認しますので、次の例を参考に書類を提出してください。 (例) 再エネプランが掲載されているパンフレット・ホームページの写し、需要家との契約書の写しなど</p>
3	<p>「登録する再エネ電力プラン又は小売電気事業者としての電力の販売実績を示す書類」とは、具体的にどのようなものですか。 (要綱第4条関連)</p>	<p>次の例を参考に書類を提出してください。 (例) 需要家との契約書の写し、プレスリリース・ホームページの写しなど ※「小売電気事業者としての電力の販売実績を示す書類」は、登録する再エネ電力プランに係る書類でなくても構いません。</p>
4	<p>「その他知事が必要と認める書類」は、具体的にはどのようなものですか。 (要綱第4条関連)</p>	<p>要綱第4条(1)～(4)の書類に不足がある場合等に提出いただくものですので、必要な場合は、県から連絡します。</p>
5	<p>「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト参加申込書(第1号様式)」には、押印が必要ですか。</p>	<p>押印は不要です。</p>
6	<p>参加小売電気事業者として、既にプロジェクトに参加していますが、登録ときに提出した「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト参加申込書(第1号様式)」の記載内容から、現在の状況に変更があった場合は、どうすればよいですか。 (要綱第8条関連)</p>	<p>「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト申請内容変更届出書(第4号様式)」に変更事項を記入し、環境計画課環境計画グループ宛てにご提出ください。</p>
7	<p>本プロジェクトにおける「再エネ電力」の定義について教えてください。</p>	<p>「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすもので、再生可能エネルギーが1年間の総電力供給量の30%以上含まれる電気(FIT電気の場合は、再生可能エネルギー指定の非化石証書等の使用により、実質的に再生可能エネルギーとなる電気)になります。</p>